

9 団体の解散

- [39] 大学によって設立が承認され、大学の全学生を正会員、学長を会長、教官その他の有志職員を特別会員等とする権利能力なき社団たる大学の学友会につき、団体の運営が設立の承認の趣旨に反するものになり、その改善が困難であるとして、大学が設立の承認を取り消して解散を決定することができることとされた事例

(最判平16・4・20民集58・4・841)

事例紹介

Yは、A大学の設立に際して全学生を正会員として組織された団体であり、共用施設の提供や援助金の交付などを通じて学生の課外活動を推進する事業を行っていた権利能力なき社団に当たるところ、Xは、もとA大学の教官であったが、懲戒免職になり、その後、本来は雑用的事務を担当すべきYの嘱託員として雇用されていたものであるが、A大学が、Yの解散を決定したのに伴い、嘱託員の事務がなくなったとしてXを解雇したのに対し、Xが、解雇は解雇権の濫用であるとして解雇の効力を争ったことから、A大学によるYの解散の効力が問題となった。

裁判所の判断

本判決は、以下のように判示して、Yを権利能力なき社団と認めた上で、A大学がYの解散を決定できるとした。

- ① Yは、昭和24年ごろ、A大学の設立に伴いA大学の全学生を正会員、同大学の学長を会長、同大学の教官その他の有志職員を特別会員等として組織された団体であり、自治の精神に基づき体育及び文化の向上に努め、学風の振作に寄与することを目的として、学生による課外活動（サークル活動）を推進する事業を行う権利能力なき社団に当たる。
- ② Yは、A大学の全学生を正会員とし、同大学の学長を会長とし、同大学の教官その他の有志職員を特別会員として組織された大学内部の団体であり、その事務室は大学構内にあつて、同大学及びその教育活動と密接な関係を有するものとして、同大学によってその設立が承認されたものといふことができるのであるから、XがYの運営にかかわり、幹事会等の意思決定に少なからぬ影響を与えているYの在り方をA大学が是正しようとしたのは当然のことであり、その改善が困難であるなど相当の理由がある場合には、A大学は、上記承認を取り消してYの解散を決定することができる。

解 説

YがA大学の附属機関ではなく、権利能力なき社団として、A大学とは別個独立して社会的に存在する団体であるとすれば、かかる権利能力なき社団たるYの解散を、A大学が決定できるというのはいささか奇異に感じられるところである。原審判決（広島高裁岡山支部平成15年2月27日判決）は、Yが、A大学とは別個に独立して社会的に存在する団体であり、Yの会則にA大学がYを解散させる権限がある旨の規定もないことを理由に、A大学にはYを解散させる権限はないと判示した。上告審である最高裁がA大学にYを解散する権限があると判断した理由については、Yが「実質的には大学の組織の一部を構成

する団体であり、大学の設立承認を受けて、課外活動の推進のために必要な費用の分配等を通じて学生の課外活動の支援を行うという大学の機能の一部を行うものであった」(最高裁判所判例解説民事編平成16年度(上) 258頁)という見立てによるものであろう。したがって、本判決は、権利能力なき社団一般に適用があるというべきではなく、Yのように、A大学の一組織に準じ、大学の機能を代行するような場合に限られるというべきである。そのような性格を有しない学生サークルや任意団体であって、権利能力なき社団に該当するものには、本判決は及ばないというべきであろう。

[46] 権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を有する債権者が、当該社団のために第三者がその登記名義人とされている社団構成員の総有不動産に対して、仮差押命令の申立てをした事例

(最決平23・2・9民集65・2・665)

事 例 紹 介

- ① 権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を有する債権者が、第三者を登記名義人とする不動産（以下「本件不動産」という。）は、当該社団の構成員全員に総有的に帰属するものであると主張して、本件不動産に対する仮差押命令の申立てをした。
- ② 債権者である仮差押命令申立人（以下「申立人」という。）は、仮差押命令の申立てに先立って、当該社団及び本件不動産の登記名義人兩名を被告として、本件不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することの確認を求める訴訟を提起しており、その請求を認容する第一審判決が言い渡されていたが、その判決はまだ確定には至っていない。
- ③ 申立人は、本件不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを証する書面として、前記第一審訴訟において提出された主な書証と第一審判決の判決書等各写しを添付していた。
- ④ 原審、原々審とも、仮差押命令の申立てを却下する決定をした。その理由とするところは、権利能力のない社団の第三者を登記名義人とする不動産に対して強制執行をする場合、確定判決その他これに準ずる書面の添付が必要であるとした最高裁平成21年（受）第1298号・平成22年6月29日第三小法廷判決に依拠していた。

- ⑤ 今回最高裁は、原決定を破棄し、原々決定を取り消すとともに、第一審の東京地方裁判所に差し戻す決定をした。

仮差押えの場合は、強制執行の場合と異なり、本件不動産が当該社団の構成員全員の総有に属する事実を証する書面は、必ずしも確定判決等であることは要しないとした。

裁判所の判断

権利能力のない社団を債務者とする金銭債権を有する債権者が、当該社団のために第三者がその登記名義人とされている社団の不動産（以下「本件不動産」という。）に対して、仮差押命令の申立てをする場合、仮差押命令申立書に添付する「本件不動産が当該社団の構成員全員の総有に属する事実を証する書面」としては、強制執行の場合とは異なり、必ずしも確定判決等であることを要しない。

なぜなら、当該社団の債権者が本件不動産に対して仮差押えをする場合に、強制執行をする場合と同様に、確定判決等を添付することを要すると解すると、当該社団の債権者は、確定判決を取得するまでは、本件不動産に対して仮差押えをすることができず、金銭債権の実現を保全することが著しく困難になるし、他方、本件不動産に対して仮差押えがされたとしても、強制執行がされた場合とは異なり、当該社団の構成員が権利を喪失することも、登記名義人が登記を抹消されることもないからである。

そして、本件申立書に添付された第一審訴訟の判決を含む書面は、本件不動産が当該社団の構成員全員の総有に属する事実を証明するに足るものとみる余地が十分にあるものというべきである。

解 説

権利能力のない社団（法人格なき社団）の不動産は、社団構成員全員に総有的に帰属すると解するのが、通説・判例であり、当該不動産の登記は、社団代表者等第三者名義でされるのが実務の取扱いとなっている。

そして、権利能力のない社団は、民事執行法のみならず民事保全法上も当事者能力を有している（民執20、民保7、民訴29）、社団を債務者とする金銭債権を有する債権者は、社団構成員の総有に属する不動産に対して、強制執行のみならず仮差押えをすることができる。

登記記録の表題部に債務者以外の者が所有者として記録されている不動産に対する仮差押えをするには、債務者の所有に属することを証する書面を添付する必要がある（民保規20一イ）。また、上記と同様の不動産に強制執行をする場合も、強制執行する不動産が債務者の所有に属する不動産であることを証する書面の添付が必要である（民執規23一）。

最高裁平成22年6月29日判決（民集64・4・1235）は、権利能力なき社団を債務者とする金銭債権の債務名義を有する債権者が、社団構成員全員の総有に属する不動産に強制執行をする事案であったが、当該不動産の登記記録が第三者名義になっている場合には、当該不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを確認する旨の債権者と社団及び登記名義人との間の確定判決その他これに準ずる文書を添付すべきであるとした。すなわち、民事執行規則23条1号所定の「債務者の所有に属することを証する書面」の証明文書の要件を「確定判決その他これに準ずべき文書」に限定したのである。

仮差押えの場合であっても、強制執行の場合のように確定判決等の添付までが必要とされるか否かが争われたが、今回の最高裁決定は、

仮差押えの場合には、強制執行の場合と異なり、確定判決等の添付までは必要としないと解するのが相当であると判断した。

その理由は、仮差押えの場合に確定判決等の添付まで必要とすると債権者の金銭債権の実現を保全することが著しく困難になることは明らかであり、また他方、当該不動産に対して仮差押えがされたとしても、社団構成員が権利を喪失することも、登記名義人が登記を抹消されることもないのであるから、当該不動産の権利関係が確定判決等によって証明されたような場合に限ることまでは必要としないというにある。妥当な判断と思われる。